魚住小学校いじめ防止基本方針

明石市立魚住小学校

１　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　いじめに対する基本的な認識

〇いじめは、どの子どもにもどの学級にも起こりうる。
〇いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
〇いじめは、大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい。
〇いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではない。
〇いじめは、暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険をもたらす場合がある。
〇いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
〇いじめは、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者が存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

３　いじめに対する措置

いじめに対する措置については、**『するを許さず、されるを責めず、第三者（観衆、傍観者）なし』**の姿勢で、**早期発見・即時対応**により、その解消を図る。

・特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
・いじめを把握したら、保護者および教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、事案に応じ、関係機関と連携する。
・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
・いじめる児童に対しては、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、毅然とした指導を行う。
・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
・いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。

４　いじめ防止のための取組

・「いじめ防止月間（１１月）」の啓発活動
・いじめ防止啓発作品募集
・「いじめ問題への対応」マニュアル
・「いじめ問題等に関する全児童生徒アンケート」（６月・１１月・２月）
・「早期対応マニュアル」システムのFAX対応による欠席状況把握
・スクールカウンセラーによる教育相談
・スクールガードの登下校の見守り
・家庭や地域との連携
・道徳教育の充実
・児童会を中心とした「あいさつ運動」
・学年（学級）指導　等

５　学校におけるいじめ問題への対応

（１）いじめ防止対策委員会の設置

教職員が単独で問題を抱え込むことなく、管理職（校長・教頭）を中心とした組織的な対応ができるよう、次のような機能と役割を有したいじめ防止対策委員会を設置する。

※生徒指導委員会は、「いじめ防止対策委員会」を兼ねる。

① 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し
② いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
③ いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
④ いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
⑤ いじめがあるかどうかの判断やいじめが疑われる情報があった時の迅速な対応
⑥ いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
⑦ いじめの対応に関する校内研修等の企画
⑧ いじめ防止等について PDCA サイクルによる検証・改善　等

（２）**<u>未然防止</u>**

① 学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成
〇人権教育の充実
〇道徳教育の充実
〇体験活動の充実
② 児童の車体的な活動の推進
〇いじめを許さない学級・学校作りの推進
③ いじめが起こりにくい環境づくり
〇困ったことがあれば、すぐに周囲に相談できる環境の整備
〇当事者でない児童が自らの「気づき」を大人に相談できる雰囲気作り
児童や学級の様子の把握・情報共有
④ インターネットを通じて行われるいじめへの対応
〇情報モラル研修の推進
〇防止等の啓発

（３）**<u>早期発見</u>**

① いじめ実態把握に関するアンケート調査の実施
・一斉アンケート調査は、6 月、11 月、2 月に、各学期１回実施する。
② 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用
・「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用し、日常的な観察によるきめ細かい把握を行う。
・担任が一人で抱え込むのではなく、全教職員で、登下校時や業間、昼休み、清掃時、放課後などの子どもたちの様子を観察し、気になることがあれば声をかけ、子どもたちに寄り添って話を聞くなど働きかけ、状況に応じて記録を残す。
③ 日誌、タブレット、生活ノート等の活用
・子どもたちのサインをいち早く収集することにつながる日誌（日記）や連絡帳の記述やタブレットでの健康観察、会話などから、子どもたちの内面理解を深め、気になる動向や生活実態の把握に努める。
④ 個別面談、教育相談、家庭・地域との連携等
・児童との個別面談や教育相談などにより、心の悩みなどを把握する。家庭との連携をすることで、早期発見につながる。
・担任だけでなく、養護教諭・生徒指導担当・スクールカウンセラー等、多面的なかかわりを

有効に活用できる校内の教育相談体制を構築する。

（４）早期対応

【いじめ対応の基本的な流れ】

いじめ情報のキャッチ

○「いじめ対応チーム」を招集する。
○いじめられた子どもを徹底して守る。
○見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、授業）

正確な実態把握

○当事者双方、周りの子どもから聴き取り記録する。
○個々に聴き取りを行う。
○関係職員と情報を共有し正確に把握する。
○ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定

○指導のねらいを明確にする。
○全ての教職員の共通理解を図る。
○対応する教職員の役割分担を考える。
○教育委員会、関係機関と連携を図る。

子どもへの指導・支援

○いじめられた子どもに寄り添い、心配や不安を取り除く。
○いじめた子どもに相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは決して許されない行為であるという人権意識をもたせる。

今後の対応

○継続的に指導や支援を行う。
○カウンセラーの活用も含め心のケアにあたる。

保護者との連携

○直接会って、具体的な対策を話す。
○協力を求め、今後の学校との連携方法を話す。

（５）いじめ発生時の組織的対応

いじめ対応チームの構成員

いじめ対応チーム

校長　教頭　全体生徒指導担当　担任　学年担当教師　養護教諭
スクールカウンセラー　スクールソーシャルワーカー

明石市教育委員会
児童支援課
学校問題サポートチーム

保護者・地域
明石警察　魚住交番

※構成メンバーは事案によって柔軟に対応する。

①情報収集と現状認識の共有化

〇正確な情報収集と分析

・いじめられた子どもの立場に立って、いじめられた子どもの気持ちを受け止めながら、いじめの経緯や行為等の内容などについて、丁寧に確認する。
・いじめかどうかで一人で判断せず、情報を集め、チームで対応する。
・被害者・加害者・傍観者など、いじめに関わった様々な立場の子どもたちから事実と思いについて確認を行う。

〇情報と現状認識の共有化

・直ちに管理職に報告する。

②対策の検討

〇対策の検討と役割分担・調整

〇対応への全職員の意思統一

・具体策に応じた教職員一人一人の役割を明確に示す。

〇関係機関等との連携・調整

・家庭・地域・関係機関等に報告・連絡・相談を適切に行う。

③個別の対応

〇いじめられた子どもへの対応

・いじめ解消に向けた決意を伝え、児童を徹底して守る姿勢を示す。
・スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。
・家庭や外部の関係機関等と連携をとる。

〇いじめられた子どもの保護者への対応

・家庭訪問し、誠意をもって子どもの状況を正確に伝え、協力をお願いします。
・保護者の思いを十分に傾聴し、今後の指導の方向性と解消への見通しを伝える。
・適時情報の正確な連絡と、指導状況についての経過報告を行う。

〇いじめた側の子どもへの対応

・子どもたちが落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を設定する。
・自らの言動が相手の尊厳を傷つけたことに気づかせ、反省を促す。
・家庭や外部の関係機関との連携を図る。

〇いじめた側の子どもの保護者への対応

・家庭訪問したり、学校で面談したりするなど、いじめの事実について冷静かつ正確に伝える。その際、複数の教職員などで対応する。
・保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促し、いじめられた子どもとその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すように助言する。

〇周囲の子どもへの対応

・いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、自分を含めた所属する集団全ての問題であり、決して他人事ではないことを理解させる。
・「傍観者」は、いじめ行為を暗黙的に支持・加担する存在となり、いじめられている子どもにとっては、支えになり得ないことを理解させ、いじめを止めさせたり、誰かに知らせたりする勇気をもたせる。
・いじめられている子どもの苦悩する気持ちや立場になり、自分には何ができるかを考えさせ、人権尊重の精神と思いやりのある心を育てるとともに、自らの意志によって行動がとれるように指導する。

7　重大事態への対応

（１）重大事態とは

ア）いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じたとき

イ）いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされているとき

（２）重大事態への対応

・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始し、教育委員会に報告する。

・学校主体の調査にあたっては、校長はリーダーシップを発揮し、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である弁護士（明石市コンプライアンス担当課長）や教育委員会児童生徒支援課担当職員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

また、教育委員会主体で調査を行う場合は、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態解決に向けて対応する。